

【シンガポール】地理的表示（改正）法の公布について

2020年3月10日

ジェトロ・バンコク事務所

議会で審議されていた地理的表示（改正）法（"Geographical Indications (Amendment) Act 2020"）が、2020年2月20日に成立し、2020年3月9日に公布された。同改正法における主な改正内容は以下のとおりである。

- 1) 地理的表示の翻訳等の変形 ("variant") の定義の新設（第2条への追記）
- 2) 出願後登録前の地理的表示について、その変形の登録を申請する場合には、地理的表示の登録に含める方法と新たな出願を行う方法のいずれも可能である旨の明記（第39条(1A)の新設）
- 3) 地理的表示法に基づいて付与される権利の制限を求める裁判手続きの新設（第48A条の新設）

なお、現時点で施行日は未定である。

URL 等

<http://www.egazette.com.sg/gazetteViewDetail.aspx?ct=as&subscriber=0>

本内容は、日本貿易振興機構が2020年3月現在、TMI Associates (Thailand) Co., Ltd. 等より入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。